

日本年金機構 相模原年金事務所 御中

審査請求前の確認事項について（照会）

平成29年1月12日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

審査請求人代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

F A X 045-260-6256

当職は、障害基礎年金受給に係る■■■■氏の代理人ですが、今般、同氏の障害基礎年金の支給を停止した理由として「障害の程度が厚生年金保険法施行令に定める障害等級の3級の状態に該当したため」とありました。

受給権者の障害は精神の障害ですが、精神の障害については、前回に受給権を取得した平成23年以降今回の障害状態確認届を提出する日までの間、認定基準に係る変更は一切ありません。

さらに受給権者が2級と認定された前回の診断書と、支給停止となった今回の診断書を比較した場合、障害の状態について記載された文言やチェック項目は全く同じであるばかりか、厳密には今回の診断書のほうが前回の診断書よりも悪化した内容となっています。

したがって認定基準に全く変更がなく、診断書の内容も悪化しているにもかかわらず、一体、どのような審査を行ってこの度のような結果を導き出したのか、非常に理解に苦しみます。

ところで、保険者の業務運営の委託先が、社会保険庁から日本年金機構（以下「保険者代行」という。）に移って以降、審査請求の件数が激増していることから、関東信越厚生局においては、同局ホームページ等において、社会保険審査官の負担を軽減する目的で「審査請求をする前に確認して頂きたこと」と題し、**「審査請求（不服申し立て）を行うときは、あらかじめ保険者（日本年金機構）に対して、処分（決定）の内容についてできる限り詳細な説明（根拠となる法律等を含む。）を受けるとして頂きたい。」**と審査請求前の確認を求めています。

については、次の1点について、審査請求前の確認をしますので、かかる事項について代理人が確認できるように必ず文書で回答してください。

- 1 認定基準に全く変更がなく、診断書の内容も厳密には悪化しているにもかかわらず、保険者代行が受給権者の障害の程度について「厚生年金保険法施行令に定める障害等級の3級の状態に該当した」と**判断した根拠および理由を具体的に明示してください。**

尚、代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があり、この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので、上記1点について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上

平成 29 年 1 月 20 日

様
社会保険労務士
藤原 忍 様

日本年金機構
相模原年金事務所

障害基礎年金定時審査に係る照会について (回答)

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。
障害基礎年金の定時審査担当の神奈川事務センターからの回答は下記のとおりです。ご確認をお願いします。

【回答】

このたび提出された平成 28 年 7 月 19 日現症によると、④欄において「不眠、関係念慮のため通院。平成 15 年 11 月 13 日より当院へ通院。」と記載があります。

⑥ア欄では「憂うつ気分、妄想、関係念慮、意欲の減退」を認めるとされ、⑥イ欄には「関係念慮が時々出現し、そのときは抑うつ感が強くなる。子供の世話を含め家庭のことはできているが社会活動は困難である。」との記載があります。

⑥ウ 2 日常生活能力の判定は、(1)適切な食事は「できる」の評価、(4)通院と服薬の項目は「助言や指導があればできる」の評価となっており、それ以外の項目は「(自発的に) おおむねできるが時には助言や指導を必要とする」の評価となっています。⑥ウ 3 日常生活能力の程度は、「(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である」とされています。⑦「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」については、「日常生活は可能であるが労働は困難。」と記載があります。

以上のことより、抑うつ気分、妄想、意欲の減退などの症状が認められ、日常生活能力の程度は「(3)」とされているものの、日常生活能力のほとんどが「(自発的に) おおむねできるが時には助言や指導を必要とする」とされ、

「子供の世話を含め家庭のことはできる」「日常生活は可能」とされている状況からすると、統合失調症の2級相当の例示である「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」には該当しないものと判断しました。

以上

《お問合せ先》

日本年金機構 相模原年金事務所

お客様相談室

電話：042-745-8101

※自動音声案内①続いて②を押してください。